

大阪狭山市から転出される方へ

新しい住所地の市区町村へは、実際に住み始めてから14日以内に転入届をしてください。(14日以内に転入届をしないと、過料に処せられる場合があります。)

【**転入届に必要なもの**】(この限りでない場合もありますので、詳しくは転入先の市区町村でご確認ください。)

- 転出証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード) ※お持ちの方のみ
- 印鑑
- 届出人の本人確認書類(運転免許証・資格確認書など)
- 外国人住民の方は在留カード又は特別永住者証明書
- 代理人が届出する場合は委任状など
- その他、本人が該当する医療証など

【**ご注意**】

- ・転出予定日以降は、大阪狭山市に住民票がないものとして取り扱います。
- ・都合により転出を取りやめた場合は、本市で転出取消の手続きをしてください。手続き方法や必要書類については、事前にお問い合わせください。
- ・転出証明書を紛失した場合は、本人確認書類(運転免許証や資格確認書など)を持参のうえ、「再交付」の手続きをしてください。
- ・転出の届出後、転出予定日の前日までに住民票の写し等が必要になった場合は、転出証明書と本人確認書類(運転免許証や資格確認書など)を持参のうえ、ご本人または転出届出前の同一世帯の方が市民窓口グループへお越しくください。
- ・転出予定者を含む世帯の方は、転出予定日を超過するまでの間はコンビニ交付サービス及び広域交付請求での住民票の写しは取得できません。

【**国外へ転出される方へ**】

- ・国外へ転出される場合は、転出証明書は発行されません。
- ・帰国して転入される場合は、住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。詳しくは、転入先市区町村のホームページやお電話等でご確認ください。

☆ご不明な点がありましたら、市民窓口グループ(072-349-9480または072-349-9481)へお問い合わせください。

下記に該当する方は、それぞれ手続きが必要ですので、ご注意ください。また、下記以外にも手続きが必要な場合がありますので各担当窓口にご確認ください。

対 象 者	大阪狭山市での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
印鑑の登録をしている方 ※印鑑登録証(カード)を返還してください。	転出予定日をもって自動的に大阪狭山市の登録がなくなります。転出予定日の前日までに、印鑑登録証明書が必要となった場合は、転出証明書と印鑑登録証(カード)を必ず持参してください。なお、転出届出後はコンビニ交付サービスは利用できません。	市民窓口グループ (1階1番窓口)	印鑑登録証明書が必要な方は、転入先で新しく印鑑登録の手続きをしてください。
国民健康保険加入者	国民健康保険の資格がわかる書類をご持参のうえ、国民健康保険資格喪失の手続きが必要です。	保険年金グループ (1階2番窓口)	転入時に加入手続きをしてください。 詳細は転入先でお問い合わせください。
国民年金の加入者で海外へ転出される方	基礎年金番号通知書をご持参のうえ、国民年金の喪失または任意加入のお手続きが必要です。		
子ども医療受給者 ひとり親家庭医療受給者 重度障がい者医療受給者	資格喪失のお手続きと、医療証の返却が必要です。		各市区町村によって制度が異なりますので、手続きは転入先でお問い合わせください。 ※課税(所得)証明書が必要な場合があります。
後期高齢者医療保険加入者 ※75歳以上の方 ※65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がいがあると認めた方	資格確認書を返却してください。		転入先でお問い合わせください。
児童手当受給者	受給事由消滅届を提出してください。	子ども家庭支援グループ (1階12番窓口)	転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に申請手続きをしてください。
児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者	各手当の住所変更手続きが必要です。		転入先でお問い合わせください。
幼稚園・保育所・認定子ども園等に通われているお子様のいる方	幼稚園・保育所・認定子ども園等の転退園などの手続きが必要です。	子ども育成グループ (1階11番窓口)	転入先でお問い合わせください。
放課後児童会に通われている児童のいる方	放課後児童会の退会などの手続きが必要です。		
公立小中学校の児童生徒	転出手続き後、教育指導グループで「転学通知書」を受け取り、今まで通学していた学校へ提出し、学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。また、就学援助を検討される場合は、市府民税課税所得証明書の交付を受けてください。	教育指導グループ (3階37番窓口)	「在学証明書」と「教科書給与証明書」を持参してください。
介護保険加入者 ※65歳以上の方 ※認定を受けている方	「介護保険被保険者証」を返還してください。 要介護(要支援)認定を受けている方は、受給資格証明書を発行しますので介護保険被保険証を持参してください。	高齢者福祉グループ (1階3番窓口)	転入した日から14日以内に手続きが必要です。 要介護(要支援)を受けている方は、受給資格証明書を持参して、手続きをしてください。
原動機付自転車等(ミニバイク)の所有者	ナンバープレート・登録申告済証・本人確認書類を持参のうえ廃車手続きをしてください。(登録申告済証を紛失された方は、車台番号の石ずりを持参してください。ただし、スクラップ廃車される場合は、必要ありません。代理人が届出する場合は委任状が必要です。)	税務グループ (1階4番窓口)	廃車申告済証(再登録用)を持参し、転入先でナンバープレートの交付を受けてください。
犬を飼っておられる方	大阪狭山市での手続きは必要ありません。 ※マイクロチップを装着している場合は、環境省ホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」より登録事項の変更手続きをお願いします。	生活環境グループ (1階13番窓口)	現在の鑑札を持参し、転入先で登録の手続きをしてください。
水道の閉栓	電話またはインターネットでお申込みください。 なお、必要書類等はございませんが、お知らせ等に記載の使用者番号をご準備いただくとスムーズにご案内が可能です。 ※希望日の2日前まで受付可能です。	ネット申請はこちらから  【大阪広域水道企業団大阪狭山水道センター】 お客様センター (1階10番窓口) ☎072-349-9476 または企業団ホームページ	転入先でお問い合わせください。